

やまぎん外為We b利用規定

第1条 規定の定義

やまぎん外為We b利用規定（以下「本規定」といいます）は、やまぎん外為We b（以下「本サービス」といいます）をご利用する上での取扱いに関して規定するものです。

第2条 外為We b

1. 外為We bとは、契約者ご本人（以下「契約者」といいます）がパーソナルコンピュータ等の端末（以下「端末」といいます）により、インターネットを通じて、当行に次の取引の依頼を行い、当行がその手続を行うサービスです。
 - (1) 外国送金受付サービス
 - (2) 輸入信用状受付サービス
2. 対象者および利用申込の受付
本規定を承認のうえ、「やまぎん外為We b利用申込書」（以下「利用申込書」といいます）を提出し、次の各号全てに該当する場合に本サービスをご利用いただけます。
ただし、お申込をされた方が、虚偽の事項を届け出たことが判明した場合、または当行が利用を不適当と判断した場合、当行は利用申込を承諾しないことがあります。
なお、当行が利用申込を承諾しない場合、当行はその理由を通知しないものとし、利用申込をされた方はこの不承諾につき異議を述べないものとします。
 - (1) 法人の方または個人事業主の方
 - (2) 当行本支店に普通預金口座、または当座預金口座をお持ちの方
 - (3) 当行所定の基準を満たす方
3. 使用できる端末
本サービスの利用に際して使用できる端末は、当行所定のものに限り、本サービスに使用する端末は、契約者の負担および責任において契約者が準備し、本サービスの利用に適した状態および環境に設定し、維持するものとします。
4. ご利用口座
 - (1) 本サービス申込みの際には、当行所定の預金種類の契約者ご本人名義の口座の中から1つの普通預金口座、または当座預金口座を代表口座として届出いただきます。
 - (2) 本サービス申込みの際、利用申込書に押した印鑑の印影と代表口座の届出印鑑の印影を相当の注意をもって当行が照合し、相違ないと認めて取扱いする場合は、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があったとしても、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。
5. 利用時間
本サービスの利用時間は、当行所定の時間内とします。
ただし、当行はこの利用時間を契約者に事前に通知することなく変更する場合がありますので、当行ホームページ上で確認してください。
6. 基本手数料等
 - (1) 本サービスの利用にあたっては、当行所定の基本手数料およびこれに伴う消費税をいただきます。
この場合、当行は本サービス基本手数料を預金通帳および払戻請求書の提出または当座小切手の振出をうけることなく、契約者が利用申込書にて当行あて届出た代表口座から、当行所定の日に自動的に引き落とします。
 - (2) 当行は基本手数料およびその支払方法を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。
また、基本手数料以外の本サービスにかかる諸手数料についても、改定または新設する場合があります。
7. 領収書の不発行
当行は、契約者に対し本サービスの基本手数料および本サービスにかかる諸手数料の領収書を発行しません。

第3条 本サービスの管理者および利用者

1. 契約者は本サービスの管理者（以下「管理者」とします）および管理者の利用権限を一定の範囲で代行する利用者（以下「利用者」とします）を、端末より当行所定の方法で登録するものとします。なお、管理者を複数指定することはできません。
2. 管理者は端末から、当行所定の管理業務（以下「管理業務」とします）を行うことができます。なお、契約者は契約者本人の責任において管理者に本規定を遵守させ、管理業務に関する責任は契約者が負うこととします。
3. 利用者は、端末から当行所定の範囲内のサービスを利用できるものとします。なお、契約者は契約者本人の責任において利用者に本規定を遵守させ、その利用に関する責任は契約者が負うこととします。
4. 契約者は、管理者および利用者に関する登録内容に変更があった場合は、当行所定の方法で直ちに届け出るものとします。なお、変更の種類によっては、変更手続きの完了までに時間を要することがあり、この場合当行は、当行内で変更手続きが完了するまでの間、管理者および利用者に関する登録内容に変更がないものとみなすことができるものとします。万が一これによって契約者に損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

第4条 電子メール

1. 契約者は、管理者および利用者の電子メールアドレスを、当行所定の方法により届け出るものとします。
2. 当行は、契約者が取引依頼を行った場合の受付結果や、その他の告知事項を電子メールで登録アドレスあてに送信します。当行が電子メールを登録アドレスあてに送信した場合は、通信障害その他の理由による未着、遅延が発生しても通常到達すべきときに到達したものとみなし、これに起因して契約者に損害が発生した場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。
3. 管理者または利用者の電子メールアドレスを変更する場合は、当行所定の方法により届け出るものとします。
変更の届出がなかったために当行からの通知等が到達しなかった場合には、通常到達すべきときに到達したものと取り扱います。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
4. 契約者は、当行から配信する情報の内容を無断転送、または流用することはできないものとします。
5. 契約者は、当行が必要と認めた場合には本サービスに使用する電子メールアドレスを変更することに同意するものとします。
6. 契約者が当行所定の手続きにより登録した管理者または利用者の電子メールアドレスが、管理者または利用者の責めにより、管理者または利用者以外の者の電子メールアドレスになってしまったとしても、それによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第5条 支払指定口座

1. 契約者は、あらかじめ当行所定の預金口座振替依頼書により外国送金の代り金および手数料を引き落とす口座を本サービスの送金代り金等支払指定預金口座（以下「支払指定口座」とします）として申し込むものとします。支払指定口座として申し込むことができるのは、当行本支店における契約者名義の口座とします。
2. 支払指定口座として登録できる口座数および口座種目は、当行所定の口座数および口座種目とします。
3. 当行は、支払指定口座として登録できる口座数および口座種目を、契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。

第6条 管理者の本人確認

1. 管理者が本サービスの管理業務を行う場合、管理者本人が端末に管理者IDおよび管理者ログインパスワード（以下「管理者パスワード」といいます）を入力し当行あてに送信するものとします。当行は送信されたこれらの各番号を当行に登録されている各番号との一致を確認した場合に送信者を管理者本人とみなします。
2. 当行が前号の方法により本人確認を行い取引を実施した場合は、管理者ID、管理者パスワードに不正使用その他の事故があっても、当行は当該取引を有効なものとして取扱い、そのために生じた損害の責任を負いません。管理者は管理者IDおよび管理者パスワードを他人に教えたり紛失・盗難に遭わないよう厳重に管理するものとします。なお、当行から管理者ID、管理者パスワード等をお聞きすることはありません。
3. 管理者パスワードの変更は、端末から随時行うことができます。この場合、管理者が変更前と変更後のパスワードを送信しますが、当行は受信した変更前の管理者パスワードと当行に登録されている管理者パスワードが一致した場合に、管理者本人からの届出としてパスワードの変更を行います。安全性を高めるために管理者パスワードは定期的に変更し、他人に知られたおそれがある場合には速やかに変更してください。
4. 本サービスの利用に際して、届出と異なる管理者パスワード等の入力が入行所定の回数連続して行われた場合は、その時点で当行は本サービスの利用を停止します。本サービスの利用を再開するには、当行所定の方法により当行へ届け出るものとします。
5. 管理者パスワードは契約者のセキュリティ保護のため、当行所定の有効期限を有するものとします。管理者は有効期限経過後、本サービスをはじめ利用する際に、有効期限を経過した管理者パスワードを変更するものとします。
6. 管理者が管理者パスワードを失念した場合には、当行所定の書面により当行へ初期パスワードへの変更を依頼するものとします。

第7条 利用者の本人確認

1. 利用者が本サービスを利用する場合、利用者本人が端末に利用者IDおよび利用者ログインパスワード（以下「利用者パスワード」といいます）を入力し、当行あてに送信するものとします。なお、当該利用者パスワードは、利用者が本サービスの初回ログイン時に端末から変更するものとします。当行は送信されたこれらの各番号を当行に登録されている各番号との一致を確認した場合に、送信者を利用者本人とみなします。

2. 当行が前号の方法により本人確認を行い取引を実施した場合は、利用者ID、利用者パスワードに不正使用その他の事故があっても、当行は当該取引を有効なものとして取扱い、そのために生じた損害の責任を負いません。利用者は利用者IDおよび利用者パスワード等を他人に知られることのないよう厳重に管理するものとします。
3. 利用者パスワードの変更は、端末から随時行うことができます。この場合、利用者の変更前と変更後のパスワードを送信しますが、当行は受信した変更前の利用者パスワードと当行に登録されている利用者パスワードが一致した場合に、利用者本人からの届出としてパスワードの変更を行います。安全性を高めるために利用者パスワードは定期的に変更するものとし、他人に知られたおそれがある場合には速やかに変更してください。
4. 本サービスの利用に際して、届出と異なる利用者ID、利用者パスワードの入力が当行所定の回数連続して行われた場合は、その時点で当行は本サービスの利用を停止します。本サービスの利用を再開するには、管理者が端末から利用者パスワードを再設定するか初期パスワードへの変更を行うものとします。
5. 利用者パスワードは契約者のセキュリティ保護のため、当行所定の有効期限を有するものとします。利用者は、有効期限経過後、本サービスをはじめて利用する際に、有効期限を経過した利用者パスワードを変更するものとします。
6. 利用者が利用者パスワードを失念した場合には、管理者が端末から利用者パスワードを再設定するか初期パスワードへの変更を行うものとします。

第8条 外国送金受付サービス

1. 外国送金受付サービスとは、契約者の端末からの依頼に基づき、契約者が指定する支払指定口座から送金資金を引き落としのうえ、外国送金の依頼を行うサービスです。
2. 契約者は端末を利用して、所定の依頼事項を当行所定の時間内に当行所定の方法により送信してください。契約者は翌営業日以降を送金指定日として本サービスの依頼を行うことができます。送金指定日は、当行所定の期間内で、当行所定の日付を指定することができますが、送金指定日における取組を確約するものではありません。依頼内容は、当行にその取引依頼が到達した時点で確定し、当行が当行所定の時に送金資金を引き落したときに成立するものとし、取組日における外国送金の対外発信を確約するものではありません。
3. 支払指定口座からの資金引き落としは、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます）、当座勘定規定にかかわらず通帳および払戻請求書または当座小切手等の提出を不要とし、当行所定の方法により取扱うものとします。
4. 次の各号に該当する場合、外国送金受付サービスによる外国送金のお取扱いはできません。なお、サービス依頼内容が確定した後で、お取扱いができないこととなった場合であっても、契約者は当行から契約者へのお取扱いできない旨の連絡、およびお取扱いできない理由の通知が行われない場合があることに同意するものとします。
 - (1) 当行所定の時間に送金資金と送金手数料の合計額が支払指定口座の支払可能残高を超えるとき。ただし、支払指定口座からの引き落としがこのサービスによるものに限らず複数ある場合で、その引き落としの総額が支払指定口座より引き落とすことができる金額を超えるときは、そのいずれもを引き落とすかは当行の任意とします。

なお、いったん送金資金決済が不能となった外国送金依頼については、所定の時限後に資金の入金があっても送金は行われません。
 - (2) 支払指定口座が解約済のとき。
 - (3) 契約者から支払指定口座の支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続きを行ったとき。
 - (4) 差押等やむを得ない事情があり当行が支払を不相当と認めるとき。
 - (5) 外国送金受付サービスによる依頼が当行所定の取扱日および利用時間の範囲を超えるとき。
 - (6) 届出と異なる利用者パスワード等の送信を、当行所定の回数連続して行ったとき。
 - (7) 外国送金が外国為替関連法規に違反するとき。
 - (8) 戦争、内乱、もしくは関係銀行の資産凍結、支払停止などが発生し、またはそのおそれがあるとき。
 - (9) 外国送金が犯罪にかかわるものであるなど相当の事由があるとき。
5. 外国送金の取組時に適用される為替相場は次のとおりとします。
 - (1) 外国送金通貨と支払指定口座の通貨と異なる場合には、取組日における当行所定の外国為替相場を適用します。なお、一定金額以上の取引を依頼された場合には、当行から管理者または利用者へ連絡を行ったうえで、その時点で市場実勢相場に基づいた外国為替相場を適用します。
 - (2) 前号にかかわらず、契約者があらかじめ当行との間で為替予約を締結している場合において、外国送金依頼データに当該為替予約の予約番号を入力したときには、当該為替予約の予約相場を適用します。
6. 契約者は、外国為替関連法規の各種法令において、当局宛に書類等を提出する必要がある場合、当行所定の期間内に、当行宛に当該書類等を提出するものとします。
7. 契約者は当行に外国送金を依頼するにあたり、別途「外国送金取引規定」を十分理解したうえで、これに従うものとします。
8. 外国送金手数料
 - (1) 本サービスにより外国送金を取り組む場合は、第2条6項の基本手数料等とは別に、当行所定の送金手数料をいただきます。
 - (2) 送金手数料は、送金依頼の都度、または毎月当行所定の日に、支払指定口座から通帳・払戻請求書等の提出なしに引き落とします。
 - (3) 外国送金の組戻しを行った場合、当行所定の組戻手数料をいただきます。
9. 依頼内容の変更・取消

依頼内容が確定した場合は、端末による依頼内容の変更または取消はできないものとします。ただし、当行がやむを得ないものと認める場合は、対外発信完了前に限り、当行に対して当行所定の依頼書を提出することで依頼内容の変更または取消を依頼することができるものとします。対外発信完了以降は、当行所定の外国送金の組戻し手続によるものとします。

第9条 輸入信用状受付サービス

1. 輸入信用状受付サービスとは、利用者が端末から輸入信用状の開設および条件変更申込を受け付けるサービスです。
2. 契約者は端末を利用して、所定の依頼事項を当行所定の時間内に当行所定の方法により送信してください。契約者は翌営業日以降を開設（変更）希望日として本サービスの依頼を行うことができます。開設（変更）希望日は、当行所定の期間内で、当行所定の日付を指定することができますが、開設（変更）希望日における取組を確約するものではありません。依頼内容は、当行にその取引依頼が到達した時点で確定し、当行所定の手続き等が完了した時点で成立するものとし、取組日における対外発信を確約するものではありません。
3. 輸入信用状受付サービスによる信用状開設依頼書等は、国際商業会議所制定の「荷為替信用状に関する統一規則および慣例」に準ずるものとします。また、本規定に定めのない事項については、契約者が銀行あてに別途差し入れている「外国為替取引約定書」、「信用状取引約定書」の各条項、および「銀行取引約定書」の各条項に従うものとします。
4. 次の各号に該当する場合、輸入信用状受付サービスによる信用状のお取扱いはできません。なお、サービス依頼内容が確定した後で、お取扱いができないこととなった場合であっても、契約者は当行から契約者へのお取扱いできない旨の連絡、およびお取扱いできない理由の通知が行われない場合があることに同意するものとします。
 - (1) 当行所定の手続きの結果、与信判断等当行独自の判断により開設を行わないと決定したとき。
 - (2) 契約者から代表口座の支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続きを行ったとき。
 - (3) 輸入信用状受付サービスによる依頼が当行所定の取扱日および利用時間の範囲を超えるとき。
 - (4) 届出と異なる利用者パスワード等の送信を、当行所定の回数連続して行ったとき。
5. 契約者は、外国為替関連法規の各種法令において、当局宛に書類等を提出する必要がある場合、当行所定の期間内に、当行宛に当該書類等を提出するものとします。
6. 信用状発行・条件変更手数料
 - (1) 本サービスにより輸入信用状開設・条件変更を取り組む場合は、第2条6項の基本手数料等とは別に、当行所定の輸入信用状発行・条件変更にかかる手数料・保証料（以下「信用状手数料等」とします）をいただきます。
 - (2) 信用状手数料等は、輸入信用状開設・条件変更の都度、または毎月当行所定の日に、支払指定口座から通帳・払戻請求書等の提出なしに引き落とします。
7. 依頼内容の変更・取消

依頼内容が確定した場合は、端末による依頼内容の変更または取消はできないものとします。ただし、当行がやむを得ないものと認める場合は、対外発信完了前に限り、当行に対して当行所定の依頼書を提出することで依頼内容の変更または取消を依頼することができるものとします。また、対外発信完了以降は、当行所定の輸入信用状の条件変更手続によるものとします。

第10条 リスクの承諾

1. 当行は、本規定、ご利用の手引き、パンフレット、ホームページ等に、本サービスに関するリスクおよび当行がリスク対策のために採用しているセキュリティ手段を明示します。
2. 契約者は、本サービスにリスクが存在することを承諾し、リスクの内容および当行のリスク対策を理解したうえで、利用申込みを行うものとします。

第11条 届出事項の変更等

1. 届出の印章を喪失したとき、または、印章、住所、電話番号、その他の届出事項に変更がある場合には、契約者は当行所定の書面により取引店あて直ちに届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

2. 前項に定める届出事項の変更の届出がなかったために、当行からの送信、通知または当行が送付する書類等が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべきときに到達したものとします。

第12条 通知手段

契約者は、当行からの通知、確認、ご案内の手段として当行ホームページへの掲載、電子メールが利用されることに同意するものとします。

第13条 免責事項

1. 当行の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびにインターネット等の不通により、取扱いが遅延したり不能となった場合、あるいは当行が送信した口座情報に誤謬・脱漏等が生じた場合、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。
2. 契約者は、本サービスの利用にあたり契約者自身が所有管理するパソコン等の端末を利用し、通信媒体が正常に稼働する環境については契約者の責任において確保して下さい。

当行はこの規定によりパソコン等の端末が正常に稼働することを保証するものではありません。

端末が正常に稼働しなかったことにより取引が成立しない、または、成立した場合、それにより生じた損害について当行は責任を負いません。

3. 公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴等がなされたことにより契約者の取引情報、パスワード等が漏洩した場合、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。
4. 本サービスの提供にあたり、当行が第6条および第7条に規定する本人確認を行ったうえで、送信者を契約者ご本人と認め取扱いを行った場合は、ソフトウェア、端末、パスワード等につき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
5. 当行が当初発行したログインパスワードを、郵送上の事故等当行の責によらない事由により、第三者（当行職員を除きます）が知り得たとしても、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。
6. コンピュータウィルスによる損害が生じたとき、それにより生じた損害について当行は責任を負いません。
7. 本サービスの利用に関して、その他当行の責によらない事由により契約者に生じた損害については、当行は責任を負いません。

第14条 解約

1. 本サービスの契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができるものとします。
2. 契約者による解約の場合は、当行に所定の書面を提出し、当行所定の手続をとるものとします。
3. 当行の都合により、本サービスの契約を解約する場合は、届出住所に解約の通知を行います。当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信したにもかかわらず、その通知が延着または到達しなかった（受領拒否の場合も含みます）場合は、通常到達すべきときに到達したものとみなします。
4. 代表口座が解約された場合は、この契約は解約されたものとします。
5. サービス利用口座が解約された場合は、その口座にかかる限度においてこの契約は解約されたものとします。
6. 契約者が次の各号のいずれか一つにでも該当したときは、当行はいつでも契約者に事前に通知することなく本契約を解約できるものとします。
 - (1) 支払停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理法にもとづく倒産手続開始の申立があったとき。
 - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (3) 相続の開始があったとき。
 - (4) 住所変更の届出を怠るなどの契約者の責に帰すべき事由により、当行で契約者の所在が不明となったとき。
 - (5) 郵便不着等で契約者にログインパスワードが記載された書面を届けることができなかったとき。
 - (6) 契約者が本サービスの基本手数料を支払われなかったとき。
 - (7) 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき。
 - (8) 解散、その他営業活動を休止したとき。
 - (9) 当行への本規定にもとづく届出事項について、虚偽の事項を通知したことが判明したとき。
 - (10) 本規定に違反する等、当行が本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じたとき。

第15条 海外からの利用

契約者が海外から利用される場合には、各国の法令、通信事情、その他の事由により本サービスの全部または一部をご利用いただけない場合があります。

第16条 サービスの追加

本サービスに今後追加されるサービスについて、契約者は新たな申込みなしに利用できるものとします。

ただし、当行が指定する一部のサービスについてはこの限りではありません。

また、サービス追加時には、本規定を追加・変更する場合があります。

第17条 サービスの廃止

本サービスで実施しているサービスの全部または一部について、当行は契約者に事前に通知することなく廃止する場合があります。

また、サービス廃止時には、本規定を変更する場合があります。

第18条 サービスの休止

当行は、システムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、本規定にもとづくサービスを休止することができます。この中断の時期および内容については、当行のホームページその他の方法により知らせるものとします。

第19条 規定の準用

本規定に定めのない事項については、当行の各種預金規定（総合口座取引規定を含みます）、預金口座振替規定、「外国送金取引規定」、「荷為替信用状に関する統一規則および慣例」、「信用状取引約定書」、「外国為替取引約定書」の各条項、および「銀行取引約定書」の各条項により取扱いします。

なお、これらの規定と本規定との間に齟齬がある場合、本サービスに関しては本規定が優先的に適用されるものとします。

第20条 規定の変更

当行は本規定の内容を、任意に変更できるものとします。変更の内容や変更日については、当行ホームページに記載するなど、当行所定の方法でお客様に通知します。変更日以降は、変更後の内容に従い取扱うこととします。なお、当行の任意の変更により損害が生じた場合であっても、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

第21条 譲渡・質入れ等の禁止

本サービスにもとづく契約者の権利は、譲渡、質入れ、第三者への貸与等はできません。

第22条 業務委託の承諾

1. 当行は、当行が任意に定める第三者（以下「委託先」とします）に業務の一部を委託し、必要な範囲内で契約者に関する情報を委託先に開示できるものとし、契約者はこれに同意することとします。
2. 当行は、委託先に、本サービスを構成している各種サーバシステムの運用、保守等のセンター業務を委託することができるものとし、契約者はこれに同意することとします。

第23条 準拠法・管轄

本契約の契約準拠法は日本法とします。本契約にもとづく諸取引に関して訴訟の必要性が生じた場合には、山口地方裁判所下関支部を管轄裁判所とすることに合意します。

第24条 契約期間

この契約の当初契約期間は申込書に記載されている申込日から起算して1年間とし、契約者または当行から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から自動的に1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

以上